

令和5年度（2023年度）熊本県毒物劇物取扱者試験案内

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和5年（2023年）8月1日（火） 午前10時から正午まで

試験の説明を午前9時30分から行うので、受験者はそれまでに試験室に入室してください。

なお、災害等の影響で試験を実施できない場合は、令和5年（2023年）8月15日（火）に延期します。

(2) 場所

東海大学付属熊本星翔高等学校（熊本市東区渡鹿9丁目1番1号）

受験者用の駐車場はありませんので、試験当日は公共交通機関等を利用してください。

なお、周辺施設への無断駐車は固く禁止します。

2 試験の種類

試験は、次の種類に分けて実施し、受験者は、そのうち1種類を選択するものとします。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験（以下「一般」という。）
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験（以下「農薬用」という。）
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験（以下「特定」という。）

3 受験資格

特に制限はありません。ただし、次に掲げる者は、毒物劇物取扱責任者となることができません。

ア 18歳未満の者

イ 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4 試験の方法及び範囲

(1) 試験の方法

試験は、試験の種類ごとに、筆記試験及び実地試験を筆記により行います。

(2) 試験の範囲

| | 筆記試験 | 実地試験 |
|-----|----------------------------------|---------------------------|
| 一般 | 毒物及び劇物に関する法規 | 毒物及び劇物の識別及び取扱方法 |
| | 基礎化学 | |
| | 毒物及び劇物の性質並びに貯蔵、その他取扱方法 | |
| 農薬用 | 毒物及び劇物に関する法規 | 省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の識別及び取扱方法 |
| | 基礎化学 | |
| | 省令別表第1に掲げる毒物及び劇物の性質並びに貯蔵、その他取扱方法 | |
| 特定 | 毒物及び劇物に関する法規 | 省令別表第2に掲げる劇物の識別及び取扱方法 |
| | 基礎化学 | |
| | 省令別表第2に掲げる劇物の性質及び貯蔵、その他取扱方法 | |

(注) 省令とは、「毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）」の略です。

5 受験手続等

(1) 受験願書の請求等

受験願書は、別紙に定めるものを用いることとします。

受験願書は、原則、熊本県のホームページからダウンロードし使用してください。(必ずA4サイズで印刷したものを使用してください)。また、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課においても受験願書等を配布します。

なお、郵便により受験願書を請求する場合は、表面に「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と朱書きした封筒に、返信用封筒(返信先を明記し、120円分(1部請求の場合)の郵便切手を貼付した角形2号封筒)を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課へ請求してください。

受験願書を2部以上請求する場合は、「9 注意事項」に記載した郵便切手を返信用封筒に貼付してください。

(2) 受験願書受付期間

令和5年(2023年)5月29日(月)から令和5年(2023年)6月9日(金)までとし、令和5年(2023年)5月29日(月)から令和5年(2023年)6月9日(金)までの間の消印があるものを有効とします。(原則、郵送による受付のみとします。)

(3) 受験願書提出先等

受験願書の提出方法は書留(簡易書留も可)による郵送に限ります。

提出先は以下のとおりです。

| |
|--|
| 〒860-0846 熊本城東郵便局留 熊本県健康福祉部健康局業務衛生課宛 |
|--|

なお、封筒の表面「毒物劇物取扱者試験受験申込」と朱書きしてください。

(4) 受験手続

受験願書の提出に当たっては、次のことに注意してください。

ア 受験願書に、本籍(都道府県名のみ)、氏名、生年月日等を、かい書ではっきりと記入してください。

イ 受験願書に、写真1枚を貼付してください。

この写真(カラー写真のみ)は、提出前6か月以内に撮影した縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもので上半身、脱帽、正面向きで、本人であることが確認できるものとします(本人が確認できるものであれば、多少のサイズのずれは構いません)。

また、この写真の裏面に、氏名及び生年月日を明記してください。

ウ 出願書類の記入は、黒か青のボールペンまたは万年筆で記入してください。シャープペンシルやフリクションボールなど記入後に消せるものは使用不可とします。

(5) 受験手数料

受験手数料として、10,700円分の熊本県収入証紙(収入印紙ではありません。)を受験願書の所定の欄に貼付してください。

なお、納付された受験手数料は返還しません。

(6) 受験手続に関する問合せ

受験手続に関して不明な点がある場合は、熊本県毒物劇物試験コールセンター(開設期間:令和5年(2023年)5月22日(月)~6月16日(金)、TEL096-325-8193(平日午前9時から午後5時まで))に問合せってください。

6 受験票

受験票は、受験願書受付後、令和5年(2023年)7月中旬頃に受験者宛てに送付します。

なお、受験票が令和5年(2023年)7月24日(月)までに届かない場合は、熊本県健康福祉部健康局業務衛生課(TEL096-333-2242(平日午前8時30分~午後5時15分まで))へ問合せってください。

7 正答及び合格基準の公表

令和5年（2023年）8月8日（火）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県各広域本部・地域振興局保健福祉環境部（保健所）に正答及び合格基準を掲示します。また、熊本県のホームページにも掲載します。

8 合格発表等

(1) 合格発表

令和5年（2023年）9月1日（金）午前10時に、熊本県庁行政棟本館1階ホール及び熊本県の各広域本部・地域振興局保健福祉環境部（保健所）に合格者一覧表を掲示します。また、熊本県のホームページにも掲載します。

電話による合否の問合せには、一切応じません。

なお、合格者には本人宛ての合格証を郵送します。令和5年（2023年）9月22日（金）までに届かない場合は、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（TEL096-333-2242（平日午前8時30分から午後5時15分まで））へ問合せてください。

(3) 得点に関する開示

熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条に基づく個人情報の開示請求期間は、合格発表の日から令和5年（2023年）10月3日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

受験者本人から申し出があった場合に限り、その者の得点を口頭で開示します。

開示を希望する受験者は、合格発表後、受験票を持参のうえ、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課において開示請求を行ってください。

(4) 試験問題の内容に関する問合せ

試験問題の内容に関する問合せは、令和5年（2023年）8月22日（火）までに熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課（TEL096-333-2242（平日午前8時30分から午後5時15分まで））へ問合せてください。

9 注意事項

(1) 災害等の緊急事態の際には、試験の実施に関する連絡事項を県庁ホームページ（<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/45/133262.html>）に掲載しますので御確認ください。

(2) 郵便により受験願書を2部以上請求する場合に必要な切手は、次のとおりです。

| 受験願書の部数 | 返信用封筒に貼付する切手 |
|---------|--------------|
| 2～3 | 120円 |
| 4～8 | 140円 |
| 9～13 | 210円 |
| 14～18 | 250円 |